平成２２年（フ）第３５２号
長崎県長崎市白鳥町２番22号　メイゾン白鳥301号
債務者　林田　留美（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
長崎県長崎市三原２丁目13番３号　片岡アパート101
債務者　平木　正臣
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
長崎県長崎市宿町613番地１　市営宿町アパート10棟203号、申立時の住所長崎県長崎市宿町163番地６　ビーバイブマンション305号
債務者　塚本　辰夫
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
長崎県長崎市岩川町13番７号　森ビル202
債務者　久原　由子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1185番地68―Ｃ棟801号
債務者　太田恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６４号
札幌市北区百合が原４丁目１番21―701号
債務者　佐々木さとみ
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１０６号
札幌市西区二十四軒１条６丁目９番23号　ルミエールリバー24―103号
債務者　本夛えり子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１３０号
札幌市南区川沿16条２丁目３番７―201号
債務者　白幡　通子（旧姓桶谷）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２２０号
札幌市西区発寒11条６丁目３番10号
債務者　小川　　淳
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３７０号
札幌市白石区東札幌３条５丁目１番22号　サンハイツ206号
債務者　水間　寿子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４号
北海道紋別市落石町３丁目19番地の12
債務者　畠山　和人
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第４３６号
千葉県柏市東１丁目２番17―105号　レリアコート柏　宮下方
債務者　清水ミエ子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５０１号
千葉県松戸市稔台１丁目36番地の１　コーポサンライズ206号
債務者　伊勢　重樹
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５０２号
千葉県松戸市稔台１丁目36番地の１　コーポサンライズ206号
債務者　佐藤　理恵
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５４７号
千葉県柏市名戸ケ谷１丁目８番48号
債務者　荻原　晴美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５５９号
千葉県柏市柏313番地１アインズコート柏208号
債務者　佐藤　明美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５６２号
千葉県我孫子市並木６丁目４番28―303号
債務者　加藤　和夫
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部